

軽自動車税の税率（年税額）は次の表のとおりです

原動機付自転車（排気量 125cc 以下のバイク及びミニカー）

種別	排気量等（定格出力）	税率（税額）
第一種	5 0 cc 以下（一般原付） 【白色ナンバー】	2， 0 0 0 円
	5 0 cc 超 1 2 5 cc 以下かつ最高出力 4． 0 kW 以下 【白色ナンバー】	
	0． 6 kW 以下（特定小型原付 ※ 1） 【白色ナンバー】	
第二種乙	5 0 cc 超 9 0 cc 以下（ 0.6 kW 超 0.8 kW 以下） 【黄色のナンバー】	2， 0 0 0 円
第二種甲	9 0 cc 超 1 2 5 cc 以下（ 0.8 kW 超） 【桃色のナンバー】	2， 4 0 0 円
ミニカー ※ 2	2 0 cc 超 5 0 cc 以下 【水色のナンバー】	3， 7 0 0 円

※ 1 特定小型原動機付自転車(いわゆる電動キックボード等)に関する新たな交通ルールが適用されるのは令和 5 年 7 月 1 日からです。

※ 2 ミニカーとは、次の 1～3 の「すべて」に該当する車両です。ただし屋根付き三輪は除きます。

- (1) 道路運送車両法で定める「3 輪以上の原動機付自転車」
- (2) 総排気量 2 0 cc 超 5 0 cc 以下（定格出力 0． 2 5 k w 超 0． 6 k w 以下）
- (3) 「車室を有する」または「輪距が 5 0 cmを超える」

小型特殊自動車（農耕作業用・その他）

区分	車種（例）	税率（税額）
農耕作業用のもの 【緑色のナンバー】	トラクター、コンバイン、スピードスプレイヤー 等	2， 4 0 0 円
その他のもの 【緑色のナンバー】	フォークリフト、ロードローラー 等	5， 9 0 0 円

二輪の軽自動車等（125cc を超えるオートバイ及び雪上車）

区分	排気量等	税率（税額）
二輪の軽自動車（側車付のものを含む）	1 2 5 cc 超 2 5 0 cc 以下のオートバイ、雪上車	3， 6 0 0 円
二輪の小型自動車	2 5 0 cc 超 のオートバイ	6， 0 0 0 円

四輪車および三輪の軽自動車（排気量 660 cc 以下の自動車）

車種区分		平成 27 年 3 月 31 日までの 登録車	平成 27 年 4 月 1 日以降の 登録車	新規登録後 13 年超の車両 （経年重課税率）
三輪		3， 1 0 0 円	3， 9 0 0 円	4， 6 0 0 円
四輪乗用	自家用	7， 2 0 0 円	1 0， 8 0 0 円	1 2， 9 0 0 円
	営業用	5， 5 0 0 円	6， 9 0 0 円	8， 2 0 0 円
四輪貨物	自家用	4， 0 0 0 円	5， 0 0 0 円	6， 0 0 0 円
	営業用	3， 0 0 0 円	3， 8 0 0 円	4， 5 0 0 円

※ 三輪以上の軽自動車は、自動車車検証に記載されている初度検査年月により税率が異なります。

グリーン化特例（軽課）に係る軽自動車税額

車両区分		(ア) 75%軽減	(イ) 50%軽減	(ウ) 25%軽減
三輪		1， 0 0 0 円	2， 0 0 0 円	3， 0 0 0 円
四輪乗用	自家用	2， 7 0 0 円	軽減対象外	軽減対象外
	営業用	1， 8 0 0 円	3， 5 0 0 円	5， 2 0 0 円
四輪貨物	自家用	1， 3 0 0 円	軽減対象外	軽減対象外
	営業用	1， 0 0 0 円	軽減対象外	軽減対象外

四輪車及び三輪の軽自動車グリーン化特例

令和4年4月1日から令和8年3月31日までに初めて車両番号の指定を受けた三輪及び四輪以上の軽自動車で、一定の環境性能を有するものについて、当該年度の翌年度分について特例措置(グリーン化特例)が適用され、税額が軽減されます。

村が自動車検査証（車検証）の情報に基づいて課税するため、手続きは不要です。

グリーン化特例（軽課）の適用となる基準

（ア）75％軽減	電気軽自動車または天然ガス軽自動車（平成30年排出ガス規制適合、または平成21年排出ガス規制適合かつ平成21年排出ガス10％低減車）
（イ）50％軽減	平成30年排出ガス50％低減または平成17年排出ガス75％低減達成車のうち、令和2年度燃費基準かつ令和12年度燃費基準90％以上達成車
（ウ）25％軽減	平成30年排出ガス50％低減または平成17年排出ガス75％低減達成車のうち、令和2年度燃費基準達成かつ令和12年度燃費基準70％以上達成車